

# 令和2年秋季全国火災予防運動に伴う広報活動

## ・ 秋季全国火災予防運動の目的

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

・ 実施期間 令和2年11月9日（月）～11月15日（日）までの7日間

・ 2020年度全国統一（防火標語）

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

・ 那賀消防組合（地震防災標語）

『再確認 避難経路に 避難場所』

現在、那賀消防組合東消防署では、国の重点目標に基づき管内の火災発生防止を図るため、市民の皆様の下に貼付した「火災予防の協力依頼文」と「住宅用火災警報器のパフレット」を回覧させていただいています。

また、多くの方が利用する事業所の皆様に「防火ポスター」を配布しています。

回覧 令和 2年11月

紀の川市の皆さまへ

那賀消防組合 東消防署

令和2年秋季全国火災予防運動の実施について

晩秋の候、市民の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は、消防行政に格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、秋季全国火災予防運動が、来る11月9日（月）から11月15日（日）までの7日間、全国一斉に実施されます。  
つきましては、当消防組合におきましても、国の重点目標に基づき管内の火災発生防止を図るため、「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を統一標語に本運動を展開致しますので、市民の皆さまにおかれましては、火の取扱いには十分注意し、火災防止の徹底にご協力賜りますようお願いいたします。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント  
— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 煙たばこは、絶対やめる。
- ストープは、置えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのどばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、後者用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さくいち早く消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

取りつけましたか？ 設置は義務です  
住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

「まさか！」の火事。  
火災警報器で助かる命があります。

どこに取り付けたいの？

住宅用火災警報器の設置場所は、居室・寝室・廊下・玄関・トイレ・洗面所・浴室・脱衣所・玄関先・玄関横・玄関下・玄関上・玄関横下・玄関上横下・玄関上横上・玄関上横下横上・玄関上横下横下・玄関上横上横下・玄関上横下横上横下・玄関上横上横下横上横下

万が一のために、警報が鳴った時の正しい対処方法を知っておきましょう。

火災の発生  
火災の発生が確認されたら、すぐに火元を確認し、消火器で消火してください。

避難経路の確認  
避難経路を確認し、避難場所を確認してください。

避難場所の確認  
避難場所を確認し、避難場所を確認してください。

お問い合わせ先  
那賀消防組合 消防本部 予防課  
フリーダイヤル 0120-565-911  
電話番号 0736-61-1794

回覧させていただいている「パンフレット」



事業所へのポスター配布

回覧させていただいている「依頼文」